重 要 事 項 説 明 書

アムール居宅介護支援事業所

アムール居宅支援事業所　重要事項説明書

はじめに

この文書は、指定居宅介護支援サービス提供の開始に際しまして、ご利用されるご本人様およびそのご家族様に対し、当事業所をご理解いただくとともに、適切なサービスをご利用いただけますよう、当事業所の運営の概要やサービスの内容などを重要事項として分かりやすく掲載し、説明させていただくものです。
本内容をご理解いただいた上でご契約ください。

1. 事業者について

たくみ株式会社　　代表取締役　信澤　真由美
〒370-0006　高崎市問屋町一丁目6番地4
電話　027-370-1981

2. 事業所名

『　アムール居宅介護支援事業所　』

群馬県知事指定介護支援事業所　（介護保険事業者番号　1070202518　）

3. 管理者名

管理者　小見　真太郎

4. 所在地

〒370-0006　高崎市問屋町一丁目6番地4

電話　027-370-7155　FAX　027-370-6171
メールアドレス：amour-kyotaku@takumikk.co.jp

5. 事業の目的および運営方針

当事業所は、要介護状態にある高齢者の方に対し、当事業所の介護支援専門員が適切な指定居宅介護支援の提供を行うことを事業の目的としています。
また、事業の提供にあたっては、次の事項を運営の方針として努めています。

【　運営方針　】

（１）指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。

（２）事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

（３）事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

（４）必要に応じて、市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、あんしんセンター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(5) 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(6) 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法118条の2第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努める。

(7) 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努めます。

６．職員の職種、員数、職務内容

当事業所に勤務する職種、員数および職務内容は次のとおりです。

（１）管理者（主任介護支援専門員）　　１名　　常勤兼務

管理者は、事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し遵守すべき事項についての指揮命令を行います。

（２）介護支援専門員　　　　管理者含め（常勤4名以上）　在籍

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供及び給付管理にあたる職員です。

・また、職員に対しての定期的な研修の機会を設けることにより、常に職員の資質向上に努めています。

・ご利用者のご希望、その他の必要性に応じ、担当する介護支援専門員を交替する場合がございます。ただし、その場合には、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう、十分に配慮いたします。

７．営業日および営業時間

（１）営業日　　　　年中無休　（交代勤務となります）

（２）営業時間　　　午前９時から午後６時まで。

(３) 営業時間のほか、電話等により２４時間常時連絡が可能な体制となります。
①027-370-7155　②080-6861-0112　③080-6861-0084

８．指定居宅介護支援の提供方法および内容

（１）居宅で生活されている要介護者等が、日常生活を営む為に必要な保健医療サービス、または福祉サービスを適切に利用できるよう、利用者からの依頼を受けて、心身の状況・環境・ご本人やご家族からの希望等を勘案し、利用する指定居宅サービスの種類や内容等を定めた計画（居宅サービス計画）を作成しています。また、居宅サービス原案の内容については、理解しやすいように懇切丁寧に説明し、同意をいただいてから交付し、サービスの提供を致します。

（２）居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう主治医、指定居宅サービス事業者やその他の者との連絡調整を図ります。

（３）要介護者が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介等必要な便宜を図ります。

（４）居宅サービス計画作成後においても、利用者ご本人およびそのご家族ならびに指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画実施状況の把握および解決すべき課題の把握に努め、必要に応じて居宅サービスの変更・指定居宅サービス事業者との連絡調整を行っています。

（５）サービス担当者会議の開催や、担当者に対する照会等により、サービス計画の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めています。

（６）その他必要に応じ、利用されるご本人およびそのご家族に対する便宜の提供を図っています。

(7) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又は、その家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。

(8) 訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示がある事を確認致します。

９．利用料その他費用の額

● 居宅介護支援費（介護給付費）

○居宅介護支援費（Ⅰ）

取り扱い件数 介護度・加算	45件未満	45件以上 60件未満	60件以上
要介護　１・２	11,316円/月	5,668円/月	3,396円/月
要介護　３・４・５	14,702円/月	7,335円/月	4,397円/月

○居宅介護支援費（Ⅱ）

取り扱い件数 介護度・加算	50件未満	50件以上 60件未満	60件以上
要介護　１・２	11,316円/月	5,491円/月	3,292円/月
要介護　３・４・５	14,702円/月	7,116円/月	4,272円/月

各種加算			
特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	(Ⅰ)5,407円/月　(Ⅱ)4,386円/月　(Ⅲ)3,365円/月		
特定事業所加算(A)	1,187円/月		
居宅支援初回加算	3,126円/月		
入院時情報連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)2,605円/月　(Ⅱ)2,084円/月		
退院・退所加算		カンファレンス参加無	カンファレンス参加有
	連携1	4,689円/月	6,252円/月
	連携2	6,252円/月	7,815円/月
	連携3	無	9,378円/月
ターミナルケアマネジメント加算	4,168円/月		
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084円/月		
通院時情報連携加算	521円/月		

※上記金額に地域加算が含まれています。

※居宅サービス計画に位置づけた居宅サービスを一日（回）でも、利用された場合、上記金額が発生します（日割りの計算はございません）

※居宅介護支援サービスの提供状況によっては、上記金額が変動することがございます。

※通常の実施地域を超えて行うサービス提供に係る交通費は、実施地域を超えた地点から1㎞あたり25円が発生致します。

※指定居宅介護事業所の所在する建物内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者は所定金額の95%とする。
指定居宅介護支援事業所における１月あたりの利用者が同一の建物に２０人以上居住する建物（上記は除く）に居住する利用者は所定金額の95%とする。

※看取り期において、介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡等によりサービス利用に至らなかった場合に、介護保険サービスが提供され、サービスが提供されたものと同等に取り扱う事が適当と認められる場合、居宅介護支援に基本報酬の算定を致します。

※指定居宅支援の提供を受けた場合の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬上の額となります。（全額保険給付を受ける場合は、利用者の負担はありません）ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領できない場合は、別に定めるサービス利用料金の全額を当事業所に対し、いったんお支

払いいただきます。また、サービス提供中に要介護認定等において、非該当もしくは自立と認定され、その後も継続して居宅支援の提供を受ける場合、通常の実施地域を超えて行う居宅介護支援事業に要した交通費は、別に定める利用料金をご負担いただきます。

（連帯保証人）

・連帯保証人は事業所との合意により利用者と連携して、本契約から生じる利用者の金銭債務を履行する責任を負うものとします。

・連帯保証人の負担は、連帯保証の極度額15万円とします。

※別表のサービス利用料金について、介護保険法令の改正等により介護給付費体系の変更があった場合、当該サービス利用料金を変更することがございます。あらかじめご了承下さい。

10. 通常の実施地域

高崎市・前橋市・藤岡市・安中市・玉村町・利根郡（みなかみ町・昭和村・川場村・片品村）

11. 身体拘束の禁止

当事業所は、サービス提供にあたっては、利用者の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下『身体拘束』という。）を行いません。また、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び期間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記載いたします。

12. 虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権擁護・虐待防止等の為に、次に揚げるとおり必要な措置を講じます。

（1）虐待防止に関する責任者を選定しています。　虐待防止責任者　管理者　小見　真太郎

（2）虐待防止の指針の整備をしています。、また苦情解決体制を整備しています。

（3）従業者に対する虐待防止を啓発·普及するための研修を定期的に実施しています。

（4）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

（5）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. 秘密の保持（個人情報の保護）

●当事業所を利用されるご本人およびそのご家族の情報が第三者に漏れるということは絶対にありません。（利用終了後も同様です）　ただし、適切な介護保険サービスの提供を受けられるために必要があるときは、市町村、他の居宅支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する機関へ、療養情報等必要な情報を当事業所の担当者より提供させていただく場合がございます。

また、利用者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得た上で、利用者またはその家族等の個人情報を用いる場合がございます。

ただし、介護サービスの質の向上のための、他法人が運営する居宅介護支援事業者との共同の事例検討会・研修会や、学会・研究会等での事例発表会等で個人情報を用いる場合には仮名等使用し、利用者個人を特定できないようにすることを厳守いたします。

●介護支援専門員は指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係わる情報のうち、必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。

●介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。

14. 事故・緊急時の対応及び賠償責任

当事業所は、万全の体制で指定居宅介護サービスの提供に努めておりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、関係市町村に報告するとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大の防止等の必要な措置を講じます。またご利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、誠意を持って速やかに損害賠償を行います。

15. 苦情処理の体制

1　事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2　事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、市町村が行う文書その他の物品の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要なな改善を行います。

3　事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

相談苦情に対する常設窓口として、相談担当者を配置しています。また、担当者が不在でも基本的には、必ず担当者に取り次ぐことになっています。

相談担当者　　小見　真太郎　　管理者　TEL　027-370-7155
管理者　携帯　080-6861-0112

行政機関その他、苦情受付け機関

お住まいの各市町村役場

①高崎市　介護保険課　〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1
電話番号　027-321-1111

②前橋市　介護保険課　〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
電話番号　027-224-1111

③藤岡市　介護保険課　〒375-8601 群馬県藤岡市中栗須327番地
電話番号　0274-22-1211

④安中市　介護保険課　〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13
電話番号　027-382-1111

⑤玉村町　介護保険課　　〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201
電話番号　0270-65-2511

群馬県国民健康保険団体連合会　　〒371-0846 群馬県前橋市元総社町３３５番地の８
電話番号　027-290-1323

16. ハラスメント対策

1　利用者及び、家族からのクレーム・言動のうち，当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって当該手段・態様により，労働者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

2　事業所は、適切な指定介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優位的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

17. 契約の締結・終了および解除（利用の終了等）

当事業所のサービスをご利用いただくにあたり、ご利用者との契約の締結をさせていただきます。
契約の終了および解除（利用の終了等）については以下のとおりです。

【契約の終了事由】

1　契約者が死亡した場合
2　要介護認定により契約者の心身の状況が自立または要支援と認定された場合
3　契約者が介護保険施設に入所した場合
4　天災・災害・施設・設備の故障等の理由により、サービスを利用させることが困難となった場合
5　事業者が解散命令を受けた場合もしくは破産した場合またはやむをえない事情により事業所を閉鎖した場合
6　事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

【利用者からの中途解約事由】

1　本契約の有効期間中、ご利用者は契約をいつでも解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の一ヶ月前までに事業者に通知するものとします。

2　利用者は、事業者が作成した居宅支援サービス計画に同意できない場合は、契約を即時に解約することができます。

【利用者からの契約解除事由】

1　事業者もしくは担当の介護支援専門員が正当な理由なく契約に定める居宅介護支援を実施しない場合

2　事業者もしくは担当の介護支援専門員が契約に定める守秘義務に違反した場合

3　事業者もしくは担当の介護支援専門員が故意または過失により、利用者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい反社会的行為や背信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

【事業者からの契約解除事由】

1　居宅介護支援の実施に際し、利用者がその心身の状況および病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知などを行ない、その結果、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

2　利用者が、故意または重大な過失により事業者もしくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい反社会的行為や背信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

18. 公正中立なケアマネジメントの確保

1　利用者の意向に基づいた契約である事を確保するため、利用者やその家族はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。

2　利用者や家族は、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。利用される指定居宅サービス等の事業者は、あくまでも利用されるご本人および、そのご家族が自由に選択できるものであり、特定の事業者に固定されるものではありません。

3　ケアマネジメントの公平中立性の確保を図る観点から、前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、及び、同一事業所によって提供されたものの割合を利用者に説明を行うとともに介護サービス情報公開システムにおいて公表いたします。

19. 業務継続計画の策定等

1　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施いたします。

20. 衛生管理等（感染症の予防及び蔓延防止のための措置）

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底をします。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

（3）事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

21. 身分証（介護支援専門員証）携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族様から提示をもとめられた時は、いつでも身分証を提示します。

22. その他大切な事項

たくみ株式会社　　　　アムールタウン高崎

アムール居宅介護支援事業所
〒370-0006
群馬県高崎市問屋町一丁目6番地4　　　　（担当者　：　小見　真太郎）
ＴＥＬ　027-370-7155　　　　ＦＡＸ　027-370-6171

上記料金表は令和6年4月1日現在のものです。今後介護保険法令の改正等により介護給付費体系の変更があった場合、このサービス利用料金を変更することがございますので予めご了承ください。

申請からサービスを受けるまで

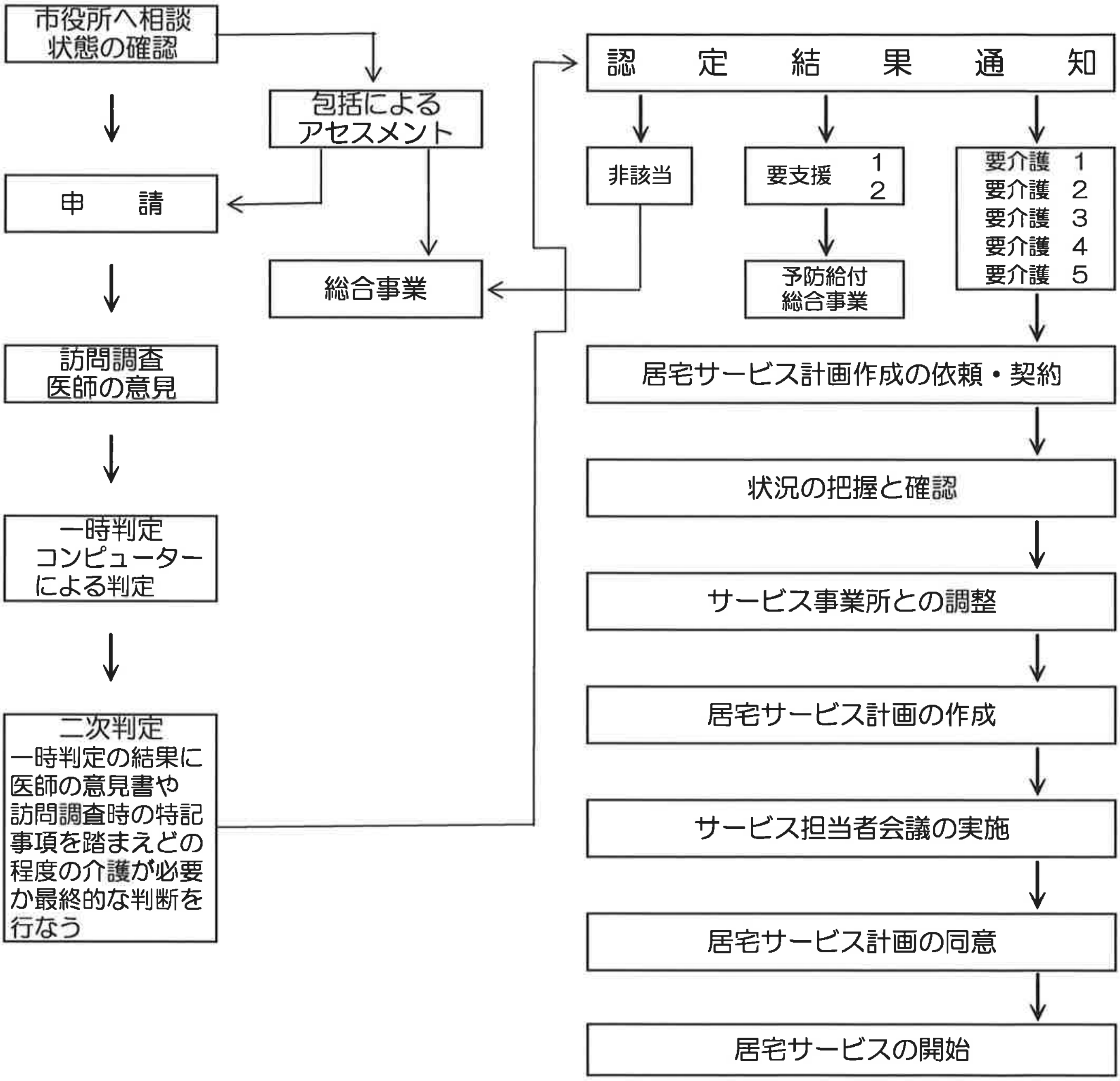

令和　　　年　　　月　　　日

アムール居宅介護支援事業所
説明者
氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　印

内容の説明を受け、同意し交付を受けました。

契約者
氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　印
代筆　　　　　　　　　続柄　（　　　）

代理人
氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　印
続柄　（　　　）

連帯保証人
氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　印
続柄　（　　　）

【　契約書別紙　】

アムール居宅支援事業所サービス利用に関する同意書

○ アムール居宅介護支援事業所が提供する居宅介護支援を利用するにあたり、アムール居宅支援事業所重要事項説明書（項目を裏面に掲載）および利用料金表を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解したうえでサービスを利用いたします。

○ 裏面に記載の利用者負担に関して当該サービスを利用した場合に、サービスの対価として事業所が定める料金を支払うことに同意いたします。

○ 居宅サービス計画の作成や変更等、利用者が適切な介護保険サービスの提供を受けるために必要があるときは、担当者より利用者およびその家族等の個人情報について、裏面に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意いたします。

○ アムール居宅介護支援事業所が提供する居宅介護支援を利用するにあたり公平中立なケアマネイジメントの確保について、担当者から説明を受け、これを十分に理解したうえでサービスを利用致します。

令和　　　年　　　月　　　日

説明担当者
アムール居宅介護支援事業所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

契約者（本人）
氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（代筆　　　　　　　　　　　　　　　　続柄　　　　　）

代理人
氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

連帯保証人
氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

重要事項説明書の項目

1. 事業者について
2. 事業所名
3. 管理者名
4. 所在地
5. 事業の目的及び運営方針
6. 職員の職種、員数、職務内容
7. 営業日および営業時間
8. 指定居宅支援介護支援の提供方法及び内容
9. 利用料その他費用の額
10. 通常の実施地域
11. 身体拘束の禁止
12. 虐待の防止について
13. 秘密の保持（個人情報の保護）
14. 事故・緊急時の対応及び賠償責任
15. 苦情処理の体制
16. ハラスメント対策
17. 契約の締結・終了および解除（利用の終了等）
18. 公平中立なケアマネジメントの確保
19. 業務継続計画の策定等
20. 衛生管理等
21. 身分証（介護支援専門員証）携行義務
22. その他大切な事項

利用料金

○居宅介護支援費（Ⅰ）

取り扱い件数 介護度	45件未満	45件以上 60件未満	60件以上
要介護　１・２	11,316円/月	5,668円/月	3,396円/月
要介護　３・４・５	14,702円/月	7,335円/月	4,397円/月

○居宅介護支援費（Ⅱ）

取り扱い件数 介護度	50件未満	50件以上 60件未満	60件以上
要介護　１・２	11,316円/月	5,491円/月	3,292円/月
要介護　３・４・５	14,702円/月	7,116円/月	4,272円/月

各種加算			
特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	(Ⅰ)5,407円/月　(Ⅱ)4,386円/月　(Ⅲ)3,365円/月		
特定事業所加算(A)	1,187円/月		
居宅支援初回加算	3,126円/月		
入院時情報連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)2,605円/月　(Ⅱ)2,084円/月		
退院・退所加算		カンファレンス参加無	カンファレンス参加有
	連携1	4,689円/月	6,252円/月
	連携2	6,252円/月	7,815円/月
	連携3	無	9,378円/月
ターミナルケアマネジメント加算	4,168円/月		
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084円/月		
通院時情報連携加算	521円/月		

居宅サービス計画に位置づけた居宅サービスを一日（一回）でも利用された場合、上記料金が発生いたします。
居宅介護支援サービスの提供状況によっては、上記金額が減算されることがございます。
（日割りの算定はございません）

【備　　考】

・事業者の提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が介護保険法令の定めるところにより、介護保険から居宅介護支援費に相当する給付を受領する場合は、自己負担はございません。
・ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険から居宅介護支援費に相当する給付を受領できない場合は、利用者は上記の居宅介護支援費の全額をお支払いいただきます。
・利用者が、サービス利用中に要介護認定等において、非該当もしくは自立と認定され、その後も事業者との協議により、継続して居宅介護支援の提供を受ける場合には、居宅介護支援費の全額をお支払いいただきます。
・指定居宅介護事業所の所在する建物内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者は所定金額の95%とする。
・指定居宅介護支援事業所における1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(上記は除く)に居住する利用者は所定金額の95%とする。

○通常の実施地域を超えて行うサービス提供に係る交通費

(1)通常の実施地域を超えた時点から1km　　　25円/km

個人情報使用における事項

○使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

○使用にあたっての条件

1. 個人情報の提供は、前記に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外に決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
2. 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

○個人情報の内容（例示）

・氏名、住所、生年月日、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が居宅介護支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報
・認定調査、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
・その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

○使用する期間

アムール居宅介護支援事業所利用契約期間に準ずる。